

練馬区から区外(国内)へ転出される方へ

「練馬区での転出届」および「新住所での転入届」が必要です。

1 転出届 オンライン申請・窓口・郵送で届出できます。

(1) オンライン申請について

デジタル庁が運営する「マイナポータル」から申請します。

申請には、転出する方のマイナンバーカードとその電子証明書等の暗証番号の入力が必要です。

(利用者証明用電子証明書: 数字4桁、券面事項入力補助: 数字4桁、署名用電子証明書: 英数字6～16桁)

転出(引越し) 予定日の30日前から引越し日の10日後まで申請できます。

(2) 窓口・郵送での届出について

転出(引越し) 予定日の14日前から届出できます。引越し後も届出できます。

【必要な本人確認書類】

1点でよいもの	マイナンバーカード、運転免許証、日本のパスポート、在留カード 等
2点必要なもの	資格確認書(健康保険証)、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証 等

(3) 転出届をした後の各種証明書の取得について

転出届を出すと、コンビニ・証明書発行機・郵便局では各種証明書を取得できなくなります。

住民票の写しは、本人確認書類をお持ちの上、区民事務所の窓口または郵送で請求できます。

印鑑登録証明書は、転出予定日の前日まで区民事務所の窓口で交付できます。「印鑑登録証」と「転出証明書(交付された方のみ)」をお持ちください。転出予定日以降、印鑑登録証明書が必要な方は新住所地で登録手続きをしてください。練馬区の印鑑登録証(カード)は破棄してください。

転出後に、練馬区で同一世帯員だった方の「除票の写し」、「課税(非課税)証明書」を請求される場合には、転入先で同一世帯であった場合でもご本人からの委任状が必要です。

(4) 転出届の内容変更・取消しについて

引越し日や引越し先住所が変更になった場合は、新住所地の区市町村窓口で変更になった理由を申し出て、転入の届出をしてください(練馬区で再度の手続きは原則ありません)。

転出が取りやめになった場合は、速やかに転出取消しの手続きを行ってください。

オンライン申請の場合、転出予定日の前日までオンラインで取消しできます。転出予定日以降は、窓口でのお手続きが必要です。

窓口・郵送で届出した場合、本人確認書類と転出証明書(交付された方のみ)を持参し、区民事務所でお手続きください。転出予定日を過ぎている場合は、あわせて「引続き居住している事実が確認できる書類」もお持ちください。

2 転入届

住み始めてから「14日以内」に新住所地の区市町村の窓口で転入手続きを必ず行ってください。

【必要な書類】

- ☐ 転出証明書(交付された方のみ)
- ☐ 窓口で手続きされる方の本人確認書類(上記参照)
- ☐ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(世帯でお持ちの方全員分。住基用暗証番号入力が必要)
- ☐ 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)

代理人が手続きする場合には、委任状および代理の方の本人確認書類が必要です。

その他の手続き一覧表

手続きの種類	手続き方法・受付窓口
マイナンバーカードをお持ちの方	新住所地の窓口で速やかにマイナンバーカード継続利用の手続きをしてください。次の ~ のいずれかに該当すると、カードが失効し継続利用ができない場合があります。カード失効後に再交付を受ける場合は、手数料 1,000 円がかかります。 転入日から 14 日以内に転入届をしなかった場合、転出予定日から 30 日以内に転入届をしなかった場合、 転入届を出した日から 90 日を超えた場合
国民健康保険に加入している方	転出日以降、お持ちの資格確認書(保険証)は使用できませんので、窓口・郵送等で区にお返しください。改めて新住所地の市区町村で加入の手続きをしてください。なお、就学や施設入所のために引越しをする場合は、別にお手続きが必要です。こくほ資格係(5984-4554)にお問合せください。
国民年金に加入または受給している方	練馬区での手続きは特にありません。なお納付書をお持ちの方は、転出先でもその納付書をご使用いただけます。その他ご不明な点は、新住所地の市区町村窓口でご確認ください。
後期高齢者医療制度に加入している方	転出日以降、お持ちの資格確認書(保険証)は使用できませんので、窓口・郵送等で区にお返しください。 転出先が東京都外の住所地特例対象施設(特別養護老人ホーム等)の方 医療保険の手続きはありませんが、介護保険課で手続きが必要です。
介護保険に加入している方	介護保険証をお持ちの方は、窓口・郵送等で区にお返しください。 要介護認定・要支援認定を受けている方(申請中も含む) 新住所地で転入日から 14 日以内に認定申請の手続きをしてください。 転出先が介護保険施設・養護老人ホーム・特定施設(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等)の方 手続きが必要です。介護保険課資格保険料係(5984-4592)へお問合せください。
住民税・保険料などの未納がある方	未納のまま放置すると、転出後に差押えなどの滞納処分を受けることがあります。各担当窓口にてご相談ください。(特別区民税・都民税・森林環境税(住民税)、軽自動車税、国民健康保険料:5984-4547、介護保険料:5984-4593、後期高齢者医療保険料:5984-4588、認可保育園保育料:5984-1479)
身体障害者手帳・愛の手帳	お持ちの方は、新住所地で手続きを行ってください。各種手当等を受給している方は、喪失手続等が必要となりますので、管轄の総合福祉事務所へ事前にお問合せください。
精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証	お持ちの方は、新住所地で手続きを行ってください。
難病・BC 肝炎・人工透析・小児慢性等の医療費助成	認定を受けている方は、新住所地で住所変更等の手続きを行ってください。
東京都大気汚染医療費助成	認定を受けている方は、新住所地で住所変更等の手続きを行ってください。ただし、東京都外へ転出される場合は、受給資格がなくなりますので、医療券をご返却ください。
被爆者健康手帳	お持ちの方は、新住所地で住所変更等の手続きを行ってください。
障害福祉サービスを受けている方	新住所地で早くサービスを受けたい等の場合には、下記窓口事前ににご相談ください。障害支援区分をお持ちの方は、「障害支援区分認定証明書」を受け取り、新住所地でご提出ください。 身体障害・知的障害の方 管轄の総合福祉事務所 精神障害の方 管轄の保健相談所
妊娠中の方(母子健康手帳の交付を受けている方)	母子健康手帳は引き続き今のものお使いください。その他の母子保健サービスについては、新住所地にお問合せください。 転出先が都内の方 練馬区の妊婦健康診査受診票を新住所地でそのままお使いください。住所欄は新住所をご記入ください。 転出先が都外の方 練馬区の妊婦健康診査受診票は新住所地で使用できません。必ず新住所地にお尋ねいただき、新住所地のものと差し替えてください。 転出前に都外で健診を受けた方は手続きが必要です。母子保健係(5984-4621)にお問合せください。
乳・子・青の医療証	転出日以降、お持ちの医療証は使用できません。医療証は窓口・郵送等で区にお返しください。
予防接種の予診票	転出日以降、お持ちの予診票は使用できません。もし転出日以降に予診票を使用した場合は、接種費用が全額自己負担になりますので、ご注意ください。 母子健康手帳など接種歴が確認できるものをお持ちの上、新住所地で手続きを行ってください。
児童手当を受給している方	新住所地で、転出予定日の翌日から 15 日以内に申請手続きを行ってください。申請が遅れると受給できない月が発生することがあります。手続きには、受給者名義の普通預金通帳、マイナンバーカードまたは個人番号が確認できるもの、本人確認書類が必要です。
保育を利用している方	転出により保育園を退園する場合は、「退園(継続通園)届」をご提出ください。転出後も在園中の保育園へ引き続き通園を希望する場合は、転出前に「退園(継続通園)届」をご提出いただき、転出先自治体にて転入の手続きとともに、保育園担当部署で教育・保育給付認定および継続通園の手続きを行ってください。また、子育てのための施設等利用給付認定は、転出日以降、無効になります。新住所地で新たに保育の必要性の認定申請を行ってください。
区立小・中学校に在学している児童生徒の保護者の方	在籍している学校に「転退学届」を提出し、学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取って、新住所地の教育委員会に提示してください。
原動機付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方	標識交付証明書・ナンバープレート・本人確認書類(運転免許証等)を持参の上、税務課(区役所本庁舎 4 階)または石神井区民事務所で廃車手続きを行ってください。
犬の登録をしている方	練馬区での手続きは必要ありません。新住所地の犬の登録を所管する部署へお問合せください。